

第 11 回泉南市自治基本条例検討委員会会議録

- 日 時 平成 23 年 12 月 20 日（火）午後 6 時 00 分～8 時 00 分
場 所 泉南市役所本館 2 階 大会議室
- ・出席委員 8 名
 - ・事務局 政策推進課長、政策推進課課長代理、企画係長、企画係主任

村田委員長より本日の議題および進行について説明

<村田委員長> 今日を以ってこの委員会での検討作業は終了とし、来年 1 月一杯パブリックコメントが実施された後、再度委員会として集まってもらう。スケジュールに関することは後で事務局から説明がある。

さっそく、今日の本題に入っていくが、先ず事務局より配布資料の説明をしてもらいたい。

- ・ 事務局より当日配布資料の説明を行う。

- (1) 中間まとめ案(前文)及び保留事項の検討について
- (2) 全体討議

<村田委員長> では、前回までの検討で保留とした項目について前文以外の箇所の検討を先に行いたい。配布資料の【書類番号 4】を見ながらの検討になるが、事務局から条文ごと資料説明を受けながら進めていく。

- ・ 事務局が【書類番号 4】をもとに保留事項について考え方の説明、提案を行う。
 - 第 1 条（目的）に関して条例の最終的な目的を「市民福祉の向上」とするかどうかについては【書類番号 4】に記載した修正案にて全委員了解。
 - 第 3 条（基本となる用語）に関して定義上「市民」となる市外に事業所を置く事業者に他の「市民」と同じ権利を与えるかどうかについては次のような議論となった。

<事務局> 他の「市民」と同様の権利を与えることに問題はないと思いますが、市民の権利として条文に掲げられている「良好な環境で暮らす」という表現に

ついでにご議論いただきたいと思います。

<村田委員長> 資料中市民の権利として挙げている5つはどこからきたものなのか。

<事務局> 第7条(市民の権利)からです。

<村田委員長> 権利を与えることについて、各委員の考えを言ってもらいたい。

<委員> 権利を与えるのは構わないと思う。あと、「暮らす」という表現についてどうかということか。

<事務局> そうです。

<委員> いいと思う。住むとか、存在すると表現するよりはいい。

<委員> ビジネスをしているのに「暮らす」というのはふさわしくない。

<事務局> 良好な環境で暮らすというのは当然のことといえるので削除してはどうかとも思いますが……。

<村田委員長> 第7条と整合性を持たせたい。

<委員> 「暮らし、活動する権利」とすればいいのではないか。

<委員> 現に良好な環境にない人がいたらどうなるのか。これを、充たすためには大変な努力が必要だ。書く必要がないのではないか。

<村田委員長> 憲法の「生存権」と同じ論理になるのだろう。

<委員> ここに来て、条文をあまりいじらない方がいいと思う。

<委員> この項目はないほうがいいような気がする。

<村田委員長> 文言以前の問題として第7条第3項自体の是非ということの議論に至っている。市民と行政の協働を進めることに重きを置いている条例だ。

良好な環境を市民が市にそれを求めるだけ、ということでもないのだが。

<委員>やはり、ここでは残しておこうか。

<村田委員長>この項目を残しておいていいだろうか。

- ・ 全委員了解。

<村田委員長>では、第3条については権利を認めるものとし、第7条第3項については、先に提案のあった「暮らし、活動する権利」と文言をかえることとする。先に進みたい。

- ・ 引き続き事務局が【書類番号4】をもとに説明、提案を行う。
第6条（参画と共同の原則）に関して条文中の「多様な主体」という文言を削除するかどうかについては、文言を残すことに全委員了解。
第7条（市民の権利）第2項に関して市政に関するすべてのことという文言の是非、第7条に「意見をきいてもらう権利」を追加するかどうかについては【書類番号4】に記載した修正案にて全委員了解。
第11条（コミュニティ活動）に関してコミュニティ活動に重点を置いた内容の記載にすることについては【書類番号4】に記載した修正案にて全委員了解。
第12条（情報の公開・提供）に関して個別条例（泉南市情報公開条例）との整合性がとれているかについては【書類番号4】に記載した修正案にて全委員了解。
第32条（関西国際空港との連携）を削除し、第34条2項として、その内容を第34条に記述することについては、【書類番号4】に記載した修正案にて全委員了解。

<村田委員長>次に、新たな条文を起こすという事務局提案について説明してもらいたい。

<事務局>委員会でご議論いただいた中では抜けてしまいましたが、泉南市内で、区などが中心となりNPOや色々な団体が参加して新たな地域づくりを行っている例があり、そのような活動は今後ますます重要になると予

想されます。そこで「コミュニティ」を新たに条文化することを提案いたします。その内容は【資料番号5】にあるとおりです。どうか、ご検討をお願いします。

<村田委員長> これからの将来を見越した提案だと思われる。私は条文として入れたほうが良いと思う。第11条として加えてよいか。

- ・ 全委員了解。

<村田委員長> ほかに意見がなければ、続いて「前文」の議論に移る。何人かの委員から私案が提出され私と事務局でまとめたものを【資料番号3】として配布している。段落3つからなるものだ。

1段落ずつ検討していく。先ず、第1段落についてどうか。

<委員> 文中の「市域」という言葉はなじみがない。なくても文の意味がつかるので、削除してはどうか。

<委員> 「大阪の南部に位置し」という説明は必要だろうか。

<村田委員長> 泉南市内や近隣の人だけでなく、ホームページ等を通じて全国の人が読む条例だから、必要だろう。「市域」の文言を削ることについて各委員どうか。

- ・ 全委員了解。

<事務局> 「蟻の熊野詣・・・」はあまりなじみがないような感じがします。

<村田委員長> 書いた委員の思い入れがあつてのことだとは思いますが、削除して「熊野街道がまちの中央部を貫き」だけの方がいいように思う。

<委員> 一般的に広く言われている表現だ。

<委員> そう、それだけ賑わっていたということだ。

<事務局> 「六力町村を中心として」と書いていいものかどうか、とも思いません。

<村田委員長>現在の泉南市が成り立つ経過の一時点のことで、そうでなかったときもあるのだから、書かないほうが良いと考えるが、各委員はどう思う。

- ・ 全委員「六カ町村」を入れないことで了解。

<村田委員長>では、第2段落はどうか。

<委員>「・・・軌跡をたどり」とあるが「たどり」とは、どういう意味になるのか。

<事務局>「軌跡」は足跡という意味で、それを確認してということになります。

<委員>それなら、「六カ町村」は入れておくべきだ。

<委員>「軌跡に学び」ではどうか。

<委員>過去に学びという意味で「たどり」でいいと思う。

<委員>最近、若い人たちの中には泉南市がどうやってできたのか知らない人が多い。周知する意味でも「六カ町村」は入れておくべきだ。

<事務局>記載するなら、逐条解説の方がいいと思います。

<委員>前文に書くか、解説として別にするかということだな。

<委員>自治基本条例に市の成り立ちまで記載しているところが実際にあるのか。

<事務局>一部、こだわりのある団体は書いています。

<村田委員長>もう一度第1段落に戻って議論したい。市の成り立ちを入れるか入れないか、入れる場合に前文か解説かということについての議論だ。

<委員>「六カ町村」という言葉をほかに置き換えてはどうか。

- ・ 委員の中から自分は弥生時代からとした、自分は縄文時代からと

書いたとの声上がる。

<委員>「茅渟の海」、「蟻の熊野詣」など解説が必要なものが他にもある。

<村田委員長>前文に多くの解説が必要となるのは望ましくない。誰が読んでも頭にスッと入ってくるものがよい。ここは、一旦保留し、第2段落を検討しよう。

<委員>「時代変革に対応できる」の「変革」は不要ではないか。

<村田委員長>「変革」を削除することに意見はないか。

- ・ 異議出ず。

<村田委員長>では、第3段落について討議したい。

- ・ 前文第3段落については【書類番号3】に記載の文で全委員了解。
- ・ 事務局が「第4次泉南市総合計画」の中の泉南市の沿革に関する箇所（沿革図も記載）のコピーを各委員に配布。

<事務局>昭和に入ってからという限定であれば、「六カ町村」と言ってもかまわないようです。

<委員>総合計画に記載するのか。

<事務局>「第4次泉南市総合計画」で既に記載されており、現在策定作業中の「第5次泉南市総合計画」にも記載されると思います。

<委員>では、自治基本条例に書く必要はない。

<事務局>第1段落中の「蟻の熊野詣と謳われた」という言葉ですが、にぎわいを表したり、熊野信仰へかかる形容詞としての使われ方が多いようです。しかし今の文では、「熊野街道」にかかっているようにみえるのですが、これでいいでしょうか。

<委員>削除したらいいのではないか。

<村田委員長>「蟻の熊野詣と謳われた」を削除して構わないか。

- ・ 異議出ず。

<村田委員長>他に何かあるか。

<事務局>第2段落中の「地方分権時代にふさわしい先駆的なまちづくり……」の表現がしっくりこないのですが、いかがでしょうか。

<委員>モデル的なまちづくりということだろう。

<事務局>現在策定作業中の「第5次泉南市総合計画」では「個性的なまちづくり」ということを検討しています。

<村田委員長>「先駆的な」を「個性的な」に置き換えても構わないか。

- ・ 全委員了解。

<村田委員長>他に何かあるか。

<委員>「再び住みたいまち」 死んでから生まれ変わっても住みたいまちという意味だが、この言葉が入ってほしい。

<村田委員長>第2段落に「……子どもたちへ引継ぎ、未来へ紡いで……」という表現に、その思いは含まれていると考えてもいいのではないか。

<委員>うーん、それでいいでしょう。

<村田委員長>他に何かあるか。

- ・ 全委員の拍手をもって「前文」についての討議が終了。

<村田委員長>これをもって本委員会での条文検討を終了として構わないか。

- ・ 全委員了解。

<村田委員長>では、今後のスケジュールを事務局より説明してほしい。

<事務局>本日、委員会で決定した案をパブリックコメントにかけます。

- ・ 事務局よりパブリックコメントの概要を説明する。

<村田委員長>これまで、この委員会の活動について市のホームページなどへの市民からの反応はあまりないようだ。我々には今後、条例として発効した後も見守る義務はある。各委員の関係する団体、周囲の人にも周知してほしい。

<委員>条文を印刷した物を渡してもらえれば配りたい。

<事務局>部数をおっしゃっていただければ、お渡しします。

<委員>回覧板で回せば効果がある。

<村田委員長>協力できるという委員は事務局と話してほしい。庁内職員や議会についてはどうか。

<事務局>本日の結果をもって職員には明日以降、投げかけたいと思います。議会については関係する議員のところへ説明に回ろうと思っています。

<村田委員長>パブリックコメントの結果を受けて、年明けにもう一度委員会を開き、そして市長へ提出することになるので、もう一度各委員には集まってもらう。次の委員会の日程を決めておきたい。

- ・ パブリックコメントの日程、委員の都合等を考慮して第12回委員会の開催を平成24年2月7日(火)午後5時からと決定

<村田委員長>事務局は、ほかに何かあるか。

<事務局>今日、決定いただいた結果は年内にご送付します。

<委員>私にはEメールで送ってほしい。

<事務局> はい、わかりました。

<村田委員長> では、これで本日の委員会を終わる。

<事務局> どうもありがとうございました。